

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>市内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るとともに、良好な居住環境の確保を図るため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく「マンションの管理計画認定制度」（一定の基準を満たすマンションの管理計画を市が認定する制度。）の施行に関し、必要となる事項を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理計画の認定申請に係る事前手続に関する事項</li> <li>・認定申請書に添付する書類に関する事項</li> <li>・その他制度の施行に関し必要となる措置、手続き等に関する事項</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。